

教 福 第 1 7 2 号

令和7年(2025年)4月18日

各 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長(札幌市を除く))

北海道教育庁教職員局福利課長

財形貯蓄等の新規加入の募集について
このことについて、別添通知文を貴所属職員あて周知してください。

担当：企画福祉係 北村
TEL 011-204-5735
FAX 011-261-2292

教 福 第 1 7 2 号
令和7年(2025年)4月18日

職 員 各 位

北海道教育庁教職員局福利課長

財形貯蓄等の新規加入の募集について（通知）

このことについて、別添「財形貯蓄等の募集要領」のとおり実施しますので、希望者は契約金融機関等で手続きをしてください。

なお、契約金融機関等の募集担当者が各職場に訪問し、募集活動を行うことがありますので、留意してください。

また、平成28年1月からマイナンバー制度導入により手続き方法が一部変更になっておりますので、別添の案内や記載例及びQ&Aをご覧ください。

記

募集期間 令和7年5月10日から6月5日まで

※任期付教職員については、申込むことができません

企画福祉係：担当 北村
電話：011-204-5735
FAX：011-261-2292

財形貯蓄等の募集要領（教育庁等）

1 募集する財形の種別

- ① 財産形成貯蓄
- ② 財産形成年金貯蓄
- ③ 財産形成住宅貯蓄

2 募集期間

令和7年5月10日から6月5日までとする。（閉庁日を除く。）

3 募集の方法

各契約金融機関等の募集担当者が、直接、職員に対して行うものとする。

なお、この募集活動は、公務の執行に支障のない範囲（休日の庁舎内への立入りは認めないこと。）で認めるものとし、金融機関等に対しては、次の事項に留意するよう通知していること。

- (1) 入室の際は、金融機関等のネームプレートを着用し、身分証明書を携帯すること。
- (2) 募集活動は、昼休み時間又は勤務時間終了後とし、各所属の担当者（総括主査・総務係長・教頭・事務長等）に入室の目的を告げ、許可を受けること。

なお、学校において活動を行う場合は、訪問前に所属の許可を得ておくこと。

- (3) 募集担当者名簿（名簿の事前提出は不要）を管理し、教職員局福利課及び各所属からの照会に対して、即時対応できるようにすること。

4 契約金融機関等の名称

「財形貯蓄等の契約金融機関等名一覧表」のとおり

5 契約に当たっての制限事項

- (1) 契約できる件数は、一般財形、年金財形、住宅財形の財形種別毎にそれぞれ1件に限るものとする。（二重契約とならないよう留意すること。）
- (2) 利子非課税の対象は、年金財形と住宅財形に限られており、非課税限度額は合算して550万円までであるため、申告額の合計が550万円を超えないよう留意すること。

6 今回の募集にかかる控除の開始時期

令和7年7月支給の給与からとする。

7 留意事項

- (1) 申込書は、各職員が直接契約金融機関に提出すること。（給与担当者確認印は原則不要。）

※産休代替、育休代替、期限付等の職員については、

申込みすることができないこと。

- (2) 「職員番号」、「所属コード」を必ず給与明細で確認すること。（所属コードとは、給与明細で使用しているコードであり、財務会計トータルシステムで使用しているコードと間違えないよう留意すること。）
- (3) 申込書の用紙は、各金融機関等がそれぞれ用意することとなっているので、契約しようとする金融機関等に請求すること。
- (4) 住宅財形及び年金財形に係る新規申込及び氏名・住所変更等の場合は個人番号の確認が必要なため、個人番号カードの写し等を福利課へ提出すること。

財 産 形 成 貯 蓄 等 の 契 約 金 融 機 関 一 覧

※各種申込用紙の請求や手続きについては、各契約金融機関の最寄りの各支店等にお問い合わせください。

業態区分	契 約 金 融 機 関	業態区分	契 約 金 融 機 関
都市銀行 (3行)	(株) みずほ銀行 (株) 三菱東京UFJ銀行 (株) 三井住友銀行		渡島信用金庫 道南うみ街信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 北星信用金庫 帯広信用金庫 大地みらい信用金庫 北見信用金庫 網走信用金庫 遠軽信用金庫
地方銀行 (5行)	(株) 北洋銀行 (株) 北海道銀行 (株) 青森銀行 (株) 秋田銀行 (株) 北陸銀行	農業協同組合	北海道信用農業協同組合連合会
信託銀行等 (6行)	(株)りそな銀行 (新規契約は募集停止) 三菱UFJ信託銀行 (株) みずほ信託銀行 (株) 三井住友信託銀行(株) 新生銀行 (株) 商工組合中央金庫	労働金庫	北海道労働金庫
		生命保険 (8社)	日本生命保険(相) 第一生命保険(株) 富国生命保険(相) 朝日生命保険(相) (新規契約は募集停止) ジブラルタ生命保険(株) 大樹生命保険(株) 住友生命保険(相) 明治安田生命保険(相)
証券会社 (7社)	SMB C日興証券 (株) 大和証券 (株) 野村証券 (株) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 (株) SMB Cフレンド証券(株) みずほ証券 (株) 岡三証券 (株)	日本郵政	(株) ゆうちょ銀行 (札幌支店窓口ロサービス部) (各郵便局では取扱いしていません)
		損害保険 (7社)	楽天損害保険(株) 共栄火災海上保険(株) 三井住友海上火災保険(株) あいおいニッセイ同和損害保険(株) 東京海上日動火災保険(株) (新規契約は募集停止) A I G損害保険(株) 損害保険ジャパン (株)
信用金庫 (16庫)	北海道信用金庫 室蘭信用金庫 空知信用金庫 北門信用金庫 北空知信用金庫 日高信用金庫		

勤労者財産形成貯蓄について

教育庁財形は、①道教委及び各教育機関の職員、②道立学校の職員、③市町村立小学校、中学校、特別支援学校及び定時制高校の職員、(札幌市を除く)④その他道教委が給与を負担している職員（育児代替、産休代替及び期限付き職員等は除く。）を対象に行っております。

給料やボーナスから天引きとなりますので、これからの財産づくりにぜひお役立てください。目的に合わせて3つのタイプからお選びいただけます。

なお、年金財形及び住宅財形に係る新規申込及び氏名・住所変更等の場合は個人番号の確認が必要のため、個人番号カードの写し等を教職員局福利課へ必ず提出してください。

一般財形

在職中に積立て、1年経過後にいつでも払い戻しできる貯蓄です。

- (加入資格) 年齢制限はありません。
- (積立期間) 3年以上
- (積立方法) 給料・期末勤勉手当からの積立(千円単位)
- (非課税限度額) 利子に一律20%課税
- (一部払戻) 1年経過後、払戻ができます。

年金財形

在職中に積立て、60歳以降年金形式で受け取る貯蓄です。

- (加入資格) 加入申込時満55歳未満の方
- (積立期間) 5年以上
- (積立方法) 給料・期末勤勉手当からの積立(千円単位)
- (非課税限度額) 住宅財形と合わせて元利合計550万円まで
- (一部払戻) できません。

住宅財形

住宅の取得等のために資金づくりを目的とした貯蓄です。

- (加入資格) 加入申込時満55歳未満の方
- (積立期間) 5年以上
- (積立方法) 給料・期末勤勉手当からの積立(千円単位)
- (非課税限度額) 年金財形と合わせて元利合計550万円まで
- (一部払戻) 二段階払戻ができます。

申込みの時期等について

- (新規加入) 年2回(5月10日～6月5日及び11月5日～12月5日)
- (金額変更) 年1回(11月5日～12月5日)
- (その他の変更) 解約、中断、再開等の変更は、随時受け付けます。ただし、契約金融機関を経由して給料支払日の30日前までに福利課へ提出が必要です。

※申込み手続きは募集期間に、契約金融機関で行ってください。

財形よくある質問 (Q&A)

1 財形の手続き先

問 財形の契約(新規・変更・解約等)をしたいのですが、どうすればいいですか？

答 財形の契約は職員と各契約金融機関の間で、直接行うものとなっています。
契約金融機関の最寄りの支店等に出向くか、電話・郵送による手続きを各自で行ってください。(ゆうちょ銀行は、札幌支店窓口サービス部(TEL011-214-4300)の道庁財形担当者あてお問い合わせください。各郵便局では取扱いしていません。)

2 財形の申込用紙

問 契約金融機関から、財形契約に係る申込書は福利課にあると言われました。もらえますか？

答 財形契約に係る各申込書は各契約金融機関で用意することとなっていますので、最寄りの支店等に請求してください。
(道の財形要領により各契約金融機関にて財形申込書等を用意することとしています。(福利課では用意していません。))

3 個人番号(マイナンバー)の記入

問 申込書に個人番号の記入欄がありますが、必ず記入が必要ですか？

答 財形年金及び財形住宅に係る新規申込、氏名変更、住所変更、個人番号変更の場合には記入が必要です。積立額の変更や解約等の場合には記入の必要がありません。
また、一般財形の場合は新規、変更ともに個人番号は必要ありません。
なお、個人番号の記入がある場合は、事業主から番号の確認を受ける必要がありますので、確認書類を福利課へ提出してください。

4 個人番号の確認書類

問 個人番号の確認のために確認書類を福利課へ提出することとなっていますが、何を提出すればよいですか？

答 「個人番号カードの写し」又は「通知カードの写し+職員身分証明書の写し」、
(身分証明書は運転免許証、パスポートでも可)
その他税法で認められた確認書類を福利課へ持参または、郵送してください。
郵送する場合は簡易書留等、追跡可能な郵便を利用し、棚入れはしないでください。

(送付先：060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目

教育庁教職員局福利課 企画福祉係 財形担当

代表 011-231-4111 内線 35-361 (直通 011-204-5735))

5 申込書等への給与担当者確認印欄への押印

問 金融機関から取り寄せた様式に、「給与担当者の確認印」欄が印刷されています。押印が必要ですか？

答 平成 23 年の様式改正以前の旧様式には、給与担当者確認が印刷されていますが、押印は不要です。各自で所属コード、職員番号を給与明細で確認し、直接、申込書を契約金融機関へ提出してください。

また、所属コードは必ず給与明細で確認してください。

なお、一部の金融機関では社内規定により、確認印が必要な場合があります。下記 6 をご覧ください。

6 契約金融機関の社内規定等により所属担当者の確認印が必要な場合

問 契約金融機関の担当者から、社内規定等により申込書等に給与担当者の確認印が必要と言われましたが、どうすればいいですか？

答 申込書等を福利課に送付してください。押印の上返送しますので、契約金融機関への提出は各自で行ってください。

なお、郵送でやりとりする時間がない場合は、電話等でご相談ください。

ただし、給与担当者の確認印が不要になったことについて、契約金融機関の担当者に周知されていないことも考えられますので、念のため契約金融機関の担当者にご確認ください。

7 住所・氏名の変更

問 住所・氏名(個人の情報)が変更になりました。何か手続きは必要ですか？

答 契約金融機関への変更手続きが必要ですので、各自で行ってください。

なお、財形年金・財形住宅の場合は個人番号の確認が必要となりますので、個人番号カードの写し等を福利課へ提出してください。

8 新規申込、積立金額変更申込の時期

問 新規申込や積立金額変更の申込はいつでもいいですか？

答 5 月と 11 月の募集期間のみです。

なお、解約・住所変更・非課税限度額の変更等、積立金額以外の変更及び新規採用者の新規申込については、随時受け付けています。(翌月以降に変更・開始等となります。提出期限等の詳細については、契約金融機関にお問い合わせください。)

9 転出・転入について

(1) 市町村等に転出する場合の手続き

問 現在の所属から全日制市町村立高等学校に異動する場合や労働組合の専従として休職する場合など、給与負担者が北海道教育委員会では無くなる場合は、何か手続きが必要ですか？

答 異動先の財形事務担当者にご確認ください。
財形貯蓄が異動後も自動的に継続されるか、新たに手続きが必要かは異動先により扱いが異なります。
(福利課への手続きはありません。異動先又は契約金融機関での手続きとなります。)

(2) 市町村等から転入した(戻った)場合の手続き

問 全日制市町村立高等学校から異動した場合及び労働組合の専従として休職した職員が復職した場合は、何か手続きが必要ですか？

答 契約金融機関に対し、手続きが必要です。(福利課への手続きはありません。)
道の財形貯蓄は、本人が直接金融機関に手続きを取る仕組みのため、前所属で行われていた給与からの控除は、自動的に継続されません。
各自で契約している金融機関の最寄りの支店等(ゆうちょ銀行は札幌支店)にて、職場が変更になった旨の手続き及び新規申込書の提出を行ってください。
なお、この手続きは、5月、11月の募集時期以外でも随時受付します。
また、電算処理上の理由により、発令月の翌月以降の積立開始となりますので、ご了承ください。

(3) 海外に出国するとき

問 日本人学校への派遣等で海外に出国することになった場合は、何か手続きが必要ですか？

答 海外に派遣されることになった場合、給与からの引落しは自動的に停止します。

しかし、年金財形・住宅財形(非課税財形)に加入しており、転勤によって海外に1年以上居住することとなる場合は、出国中、非課税での積立を継続することができなくなります。

このような場合、「海外に出国される前に」各自が契約している金融機関で、財形非課税継続適用の手続きをすることで、出国日から7年間非課税措置を受けたまま積立を中断することが可能となります。(手続きをしなかった場合、非課税での積立継続が困難となります。)

海外からの帰国後は、帰国の日から2ヶ月以内に各自が契約している金融機関で手続きを行うことで、非課税での積立を再開することが可能となります。

また、海外派遣中でも給与からの引落しを希望される場合は、「海外に出国される前に」、各自が契約している金融機関で手続きを行っていただくようお願いいたします。(積立を継続できるのは、一般財形及び課税扱いとなった年金・住宅財形で、国内賃金がある場合のみとなります。)

(4) 育児休業にはいるとき

問 育児休業にはいる場合は、何か手続きが必要ですか？

答 育児休業にはいった場合、給与からの引落しは自動的に停止します。
年金財形・住宅財形（非課税財形）を保有している場合、次の要件を満たす場合は、産前・産後休業及び3歳未満の子に係る育児休業（以下、「育児休業等」という。）の開始前に「育児休業等をする者の財産形成非課税（住宅・年金）貯蓄継続適用申告書／育児休業等期間変更申告書」（以下、「育休申告書」という。）の提出をすると、引続き非課税の適用を受けることができます。

- ① 育児休業等を取得することを予定している勤労者であること。
- ② 当該育児休業等の開始日が、財形（年金・住宅）における最後の振込日から2年を経過する日より前であること。
- ③ 育休申告書で、申告した育児休業終了日の直後の積立を「積立再開予定日」として約定し、育児休業等から復帰後、必ず預入を再開すること。

1 0 財形の利率等

問 ・財形の利率を教えてください？
・財形住宅で土地購入は出来るの？
・財形年金って、毎年いくらもらえるの？

答 各財形の契約内容は、金融機関毎に異なりますので、直接、契約金融機関にお問合わせください。

1 2 財形融資

問 財形をしている者ですが、財形住宅融資を受ける場合どうすればいいですか？

答 財形を1年以上続け、財形残高（一般、年金、住宅すべての合算）が50万円以上ある場合に、リフォーム融資のみ利用できます。利率、手数料等が金融機関毎に異なりますので、詳細については、直接、契約金融機関にお問合わせください。

【留意事項（新規申込）】

- 申込書は、各金融機関で用意していますので、最寄りの支店等から各自お取り寄せください。
(ゆうちょ銀行は、札幌支店窓口サービス部の道庁財形担当までお問い合わせください。各ゆうちょ銀行では取扱してません。)
- 下記の記載例を参考に必要事項を記載し、各自で金融機関あて提出してください。
なお、所属コード、職員番号は給与明細にて必ず確認してください。(番号を間違えますと別人の給与から控除されてしまいます。)
- マイナンバー法施行により、平成28年1月から、財形年金、財形住宅の場合は、個人番号（マイナンバー）の記入が必要になりました。
- 「給与担当者の確認印」は、平成23年6月の要領改正により押印不要となりましたが、金融機関からの求めがあった場合は、教職員局福利課企画福祉係で押印します。

※ 育休代替、産休代替及び期限付き職員等は申込み ことができません。

※金融機関により様式が多少異なることがあります。

【記載例（新規申込）】

(第1号様式) 北海道専用
(職員控)

財産形成貯蓄・財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄申込書

(申込金融機関名) ○ × 銀行 御中

〔 財産形成非課税住宅貯蓄申告書、同申込書(控)・
財産形成非課税年金貯蓄申告書、同申込書(控)兼用 〕

所属コード: 012345 職員番号: 067890

所属名: ○○局 ○○課

フリガナ: ホッカイ タロウ 申込日: 令和 年 月 日

氏名: 北海 太朗 印

住所: ○○市○○町○○-○○

生年月日: 昭和・平成・令和 ○○年 ○月 ○日

金融機関名: _____

※所属コード、職員番号は給与明細にて必ず確認してください。

受付店: _____

○で囲んでください。

1 財産形成貯蓄
2 財形住宅貯蓄
3 財形年金貯蓄

おねがい

1 この申込書は「財産形成貯蓄」「財形住宅預金」「財形年金預金」をそれぞれ別葉で作成してください。

2 この申込書には本人印4か所の押印が必要です。

区分	受入機関の営業所等		百万	千	円
非課税扱いの申告をする最高限度額	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇	〇 × 銀行〇〇〇店	3	5	000000
既に非課税扱いの申告をしている最高限度額	金融機関名	△△銀行〇〇〇支店	2	0	000000

勤務先: 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育委員会

真金の支払者: 北海道教育委員会 法人番号 7000020010006

6ケタ 右詰で記載。 ※給与明細で必ず確認

年金・住宅に係る新規申込場合に記入。 一般財形の場合は不要

該当する種別を○で囲む。 申込書は種別毎に別葉で作成（一枚で複数の種別を申し込むことは出来ません）

依頼事項	財産形成貯蓄	財形住宅貯蓄	財形年金貯蓄
	定期預金	定期預金(措規3の2四)	定期預金(措規3の11①二)
預貯金等の種類	(千円)	(千円)	(千円)
預入する金額	毎月積立額	毎月積立額	毎月積立額 010
	6月期末手当積立額	6月期末手当積立額	6月期末手当積立額 050
	12月期末手当積立額	12月期末手当積立額	12月期末手当積立額 050
初回預入年月日	令和 6 年 7 月 19 日		
最終預入日	令和 ○○ 年 ○月 ○日		
預入方法	事業主が上記により(財形住宅貯蓄の場合は初回預入日から5年以上の期間にわたって)私の給与から天引きし、私に代わって預け入れます。ただし金額については、財産形成預金、財産形成住宅預金(または財産形成年金預金)預入依頼書により別段の申し出をした場合にはそれによってください。		
継続預入の取扱	この預金の満期日後は引き続き貴店(移管が行われた場合には当該移管後の店舗)における財産形成預金、財産形成住宅預金(または財形年金預金)に預け入れます。更新された場合も同様とします。		
非課税最高限度額	限 3 5 0 0 0 0 0		
年金受取開始日	令和 ○○ 年 ○月 ○日		
年金受取回数	○ ○ 回		
財形年金預金の場合の受取口座	〇〇銀行 〇〇支店 店番	1 2 3	口座番号 4 5 6 7 8 9 0
支払方法	<p>財形住宅預金の場合:</p> <p>この預金は持家としての住宅の頭金等の支払のため、私とその証明書類を持参した場合または重度障害等の場合に限って支払ってください。なお住宅取得費用から頭金等を控除した残額についての借入れは次によります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貴行および勤務先から借入れます。 勤務先から借入れるとともに貴行のあつせんにより他の金融機関から借入れます。 住宅金融支援機構または沖縄振興開発金融公庫から借入れるとともに勤務先から借入れます。 <p>財形年金の場合:</p> <p>支払開始日から5年以内(6回以上240回以内)の期間にわたり上記により支払ってください。上記以外の方法での払出しは重度障害等の場合に限るものとします。なお振込手数料がかかる場合は、元金より差引いた金額で支払ってください。</p>		

5年以上の期間が必要

千円単位。 年金+住宅で 550万円まで

日にちの設定等については金融機関担当者にご相談ください。

※給与担当者確認印は不要

給与明細の所属コード ※給与明細で必ず確認 (財務トラストの所属コードではありません)

複写式用紙の2枚目以降にも押印 (金融機関により押印数が異なる場合があります)

勤務先及び貴金の支払者は北海道教育委員会です。

千円単位 一枠に一文字ずつ記入

※金融機関により様式が多少異なることがあります。

【留意事項】

- 申込書は、各金融機関で用意していますので、最寄りの支店等から各自お取り寄せください。
(ゆうちょ銀行は、札幌支店窓口サービス部の道庁財形担当までお問い合わせください。各ゆうちょ銀行では取扱してません。)
- 下記の記載例を参考に必要事項を記載し、各自で金融機関へ提出してください。
なお、所属コード、職員番号は給与明細にて必ず確認してください。(番号を間違えますと別人の給与から控除されてしまいます。)
- マイナンバー法施行により、平成28年1月から、財形年金、財形住宅の氏名・住所・個人番号変更の場合は、個人番号(マイナンバー)の記入が必要になりました。(個人番号(マイナンバー)の記入がある場合は、確認が必要のため、個人番号カードの写しまたは通知カードの写し+身分証明書の写しを教職員局福利課企画福祉係(財形担当)へ、別途持参または郵送により提出してください。郵送の場合は簡易書留等とし、棚入れはしないでください。)
- 「給与担当者の確認印」は、平成23年6月の要領改正により押印不要となりましたが、金融機関から求めがあった場合は、教職員局福利課企画福祉係で押印します。

【記載例(各種変更)】

※金融機関により様式が多少異なることがあります

該当する種別を○で囲む
申込書は種別毎に別葉で作成
(一枚で複数の種別を申し込むことは出来ません)

給与明細の所属コード
※給与明細で必ず確認
(財務会計システムの所属コードではありません)

複写式用紙の2枚目以降にも押印
(金融機関により押印数が異なる場合があります)

該当事項に○を記載

解約等、積立金額以外の変更は随時受付
(翌月以降反映。提出期限等の詳細は、金融機関にお問合せ下さい)

円単位
年金+住宅で
550万円まで

(第2号様式) (該当する項目の番号を○で囲んで下さい) (職員控)

金融機関等による変更申込書

(申込金融機関名) ○×銀行 御中

所属コード	0	1	2	3	4	5	職員番号	0	6	7	8	9	0
所属名	〇〇局 〇〇課												
	☎ 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇〇												

下記のとおり変更したいので申し込みます。

フリガナ	ホツカイ タロウ											
氏名	北海 太郎											
住所	××市××町××-××											

該当事項	変更事項	変更前	変更後
○ 預入等の金額の変更	毎月積立額	0 1 0 千円	0 0 5 千円
	6月期末手当	0 5 0 千円	0 5 0 千円
	12月期末手当	0 6 0 千円	0 0 0 千円
○ 氏名の変更	〒〇〇〇-〇〇〇〇	上記氏名と同じ (変更日) 年 月 日	
○ 住所の変更	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 〇〇〇マンション〇〇号	上記住所と同じ (変更日) 年 月 日	
○ 個人番号の変更		上記番号と同じ (変更日) 年 月 日	
○ 非課税最高限度額の変更	(限) 3 5 0 0 0 0 0 (限)	(限) 2 5 0 0 0 0 0 (限)	(限) 3 0 0 0 0 0 0 (限)
○ 最終預入日の変更	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
○ 年金受取開始日の変更	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
○ 年金受取期間及び回数の変更	年間 回	年間 回	
○ 財産形成年金預金貯蓄の場合の受取口座の変更	銀行 店番号 支店	銀行 店番号 支店	
○ 預入等の中断	令和 年 月分(給料・手当)から中断	令和 年 月分(給料・手当)から再開	
○ 預入等の再開	令和 年 月分(給料・手当)から再開	令和 年 月分(給料・手当)から廃止	
○ 非課税の廃止	令和 年 月分(給料・手当)から廃止	令和 年 月分(給料・手当)から解約	
○ 解約	令和 年 月分(給料・手当)から解約		

取扱店

この申込書には本人印3カ所の押印が必要です。
一般財形の場合は個人番号を記入しないでください。

年金・住宅に係る
・氏名変更
・住所変更
・個人番号変更の場合に記入
一般財形の場合は不要

千円単位一枠に
一文字ずつ記入
(毎月・手当の積立額のうち、変更のない箇所についても、念のため現在の積立額を変更後欄に記入してください)

残高通知が届かなくなるため、転居の際は必ず届出ること

※給与担当者確認印は不要

※①預入の中断をした場合は、必ず再開時にも手続きをとって下さい。
②所属コード及び職員番号を間違えますと、申込みをする月から変更できなくなりますので、給与明細にて必ずご確認ください。